

平成25年度「電気通信事業の公正な競争を確保するために講ずる具体的な措置」等に関する、以下の業務における実施状況等の内容

- 東企画第02-138号（平成14年11月22日）により申請した「地域IP網の県間接続によるフレッツサービスの広域化」に係る業務
- 東経企画第03-46号（平成15年8月8日）により申請した「法人向けIP電話サービスの県間伝送等料金設定」に係る業務
- 東経企画第03-47号（平成15年8月8日）により申請した「固定電話発着050IP電話着の県間伝送等料金設定」に係る業務
- 東経企画第03-123号（平成16年1月28日）により申請した「固定電話発着-携帯電話着の県間伝送等料金設定」に係る業務
- 東経企画第04-9号（平成16年4月28日）により申請した「集合住宅向けIP電話サービスの県間伝送等料金設定」に係る業務
- 東経企画第04-10号（平成16年4月28日）により申請した「地方公共団体等に対する行政区域-異行政区域間におけるデータ伝送サービス」に係る業務
- 東経企営第04-194号（平成16年11月9日）により申請した「戸建て住宅向けIP電話サービスの県間伝送等料金設定」に係る業務
- 東経企営第06-100号（平成18年9月1日）により申請した「地域IP網経由のエンドユーザ間IPv6通信に係る料金設定」に係る業務
- 東経企営第07-125号（平成19年10月25日）により申請した「次世代ネットワークを利用したフレッツサービスの県間役務提供・料金設定」に係る業務
- 東経企営第07-126号（平成19年10月25日）により申請した「次世代ネットワークを利用したIP電話サービスの県間役務提供・料金設定」に係る業務
- 東経企営第07-127号（平成19年10月25日）により申請した「イーサネットサービスの県間役務提供・料金設定」に係る業務
- 東経企営第11-28号（平成23年5月26日）により申請した「次世代ネットワークを利用したエンドーエンド通信の県間役務提供」に係る業務
- 東経企営第11-164号（平成23年12月21日）により届出した「インターネット接続回線上のサーバ設備を利用したアプリケーションサービスの役務提供・料金設定」に係る業務
- 東経企営第12-14号（平成24年4月27日）により届出した「当社サーバ設備を利用した容量貸し及び複製・保管サービスの役務提供」に係る業務
- 東経企営第12-130号（平成24年11月28日）により届出した「インターネット接続回線上のサーバ設備を利用したコンテンツ・アプリケーション配信サービスの役務提供・料金設定」に係る業務

- 東経企営第12-166号（平成25年2月13日）により届出した「当社サーバ設備を利用したアプリケーションサービス及びメール送受信サービスの役務提供・料金設定」に係る業務
 - 東経企営第12-174号（平成25年2月26日）により届出した「当社のサーバ設備を利用したアプリケーションサービス及びユーザデータの複製・保管サービスの役務提供・料金設定」に係る業務
 - 東経企営第13-7号（平成25年4月19日）により届出した「当社のサーバ設備等による全国でのサポートサービスの役務提供・料金設定」に係る業務
 - 東経企営第13-18号（平成25年5月16日）により届出した「当社のサーバ設備を利用したアプリケーションサービスの役務提供・料金設定」に係る業務
 - 東経企営第13-13号（平成25年5月31日）により届出した「異行政区域における映像通信網サービスの登録一般放送事業者等に対する提供」に係る業務
 - 東経企営第13-64号（平成25年7月23日）により届出した「当社のサーバ設備を利用した校務をはじめとしたアプリケーションサービスの役務提供」に係る業務
- ※ 東経企営第06-100号（平成18年9月1日）により申請した「地域IP網経由のエンドユーザ間IPv6通信に係る料金設定」については、フレッツ・ドットネットナンバーが平成24年度末（平成25年3月31日）をもって終了したことから、今回の実施状況等の報告対象外とする。

1. ネットワークのオープン化

(1) 地域IP網の県間接続によるフレッツサービスの広域化

本業務に係るネットワークのオープン化措置としては、「特別收容局ルータ接続ルーティング伝送機能」、「IP通信網県間区間伝送機能」として、接続約款に定め公表しております。(添付資料1・2)

また、認可の際付された条件1に従い、本業務の実施にあたり、自ら構築した県間伝送路に関する県間中継光ファイバの利用に係る提供条件等については、平成15年2月に公表しているところですが、平成25年度においては、県間中継光ファイバの提供区間の追加を行い、その追加内容を公表しております。(添付資料3)

○ホームページによる公表

平成25年6月6日：県間中継光ファイバの提供区間の追加に係る相互接続手続き等を公表 32区間→34区間

(2) IP電話サービスの県間伝送等料金設定

本業務は他事業者との相互接続により、既存の中継系交換設備を用いて実現しており、そのオープン化措置としては、「中継交換機能」、「中継交換機回線対応部専用機能」、「中継交換機回線対応部共用機能」、「関門交換機接続ルーティング伝送機能」として接続約款に定め公表しております。(添付資料4・5)

なお、認可の際付された条件1・2に従い、以下の措置を講じております。

① 他事業者設備のコロケーション手続きとの同等性の確保

本サービスの提供に用いるメディアコンバータ等の設置については、他事業者設備のコロケーション手続きと同等の手続きを実施することとしております。

なお、その旨は接続約款にも定めております。(添付資料6)

② 既存の番号ポータビリティの仕組みの活用

利用者の電気通信番号について同番移行を行う場合は、他事業者に提供している既存の番号ポータビリティと同様、接続約款に定める一般番号ポータビリティの仕組みを用いて実施しております。(添付資料7)

(3) 固定電話発着050IP電話着の県間伝送料金設定

本業務は他事業者との相互接続により、既存の中継系交換設備を用いて実現しており、そのオープン化措置としては、「中継交換機能」、「中継交換機回線対応部専用機能」、「中継交換機回線対応部共用機能」として接続約款に定め公表しております。(添付資料4)

(4) 固定電話発着携帯電話着の県間伝送料金設定

本業務は他事業者との相互接続により、既存の中継系交換設備及び端末系交換設備を用いて実現しており、そのオープン化措置としては、「中継交換機能」、「中継交換機回線対応部専用機能」、「中継交換機回線対応部共用機能」、「加入者交換機能」、「携帯・自動車電話事業者特殊精算機能」、「加入者交換機回線対応部専用機能」、「加入者交換機回線対応部共用機能」として接続約款に定め公表しております。（添付資料４・８）

(５) 地方公共団体等に対する行政区域－異行政区域間におけるデータ伝送サービス

本業務の実施にあたっては、今回新たに構築した県間伝送路はございません。

(６) 次世代ネットワークを利用したフレッツサービスの県間役務提供・料金設定、次世代ネットワークを利用したＩＰ電話サービスの県間役務提供・料金設定及びイーサネットサービスの県間役務提供・料金設定

本業務の実施に係るネットワークのオープン化措置としては、「一般收容局ルータ接続ルーティング伝送機能」、「一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能」、「中継交換機能」、「中継交換機回線対応部専用機能」、「中継交換機回線対応部共用機能」、「関門交換機接続ルーティング伝送機能」、「ＩＰ通信網県間区間伝送機能」として接続約款に定め公表しております。（添付資料２・４・５・９）

次世代ネットワークにおけるＩＰｖ６インターネット接続については、他事業者に対して実現方式等に関する説明会を実施するとともに、提供機能に係る接続料等の規定を接続約款に定め公表しております。（添付資料９・１０・１１・１２）

また、イーサネットサービスについては、他事業者からの要望を踏まえ、「イーサネットフレーム伝送機能」に係る接続料を設定するため、接続約款変更の認可申請を行い、平成２２年６月に認可を受けております。（添付資料１３・１４）

(７) 次世代ネットワークを利用したエンドーエンド通信の県間役務提供

本業務の実施に係るネットワークのオープン化措置としては、「一般收容局ルータ接続ルーティング伝送機能」、「ＩＰ通信網県間区間伝送機能」として接続約款に定め公表しております。（添付資料２・９）

(８) インターネット接続回線上のサーバ設備を利用したアプリケーションサービスの役務提供・料金設定

本業務の実施に係るネットワークのオープン化措置としては、「特別收容局ルータ接続ルーティング伝送機能」、「一般收容局ルータ接続ルーティング伝送機能」、「ＩＰ通信網県間区間伝送機能」として接続約款に定め公表しております。（添付資料１・２・９）

また、他事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用い当社と同様のネ

ネットワークを構築しようとする際に、必要となる局舎コロケーション等の提供条件についても、接続約款に定め公表しております。(添付資料6)

(9) 当社サーバ設備を利用した容量貸し及び複製・保管サービスの役務提供

本業務の実施に係るネットワークのオープン化措置としては、「特別收容局ルータ接続ルーティング伝送機能」、「一般收容局ルータ接続ルーティング伝送機能」、「IP通信網県間区間伝送機能」、「イーサネットフレーム伝送機能」として接続約款に定め公表しております。(添付資料1・2・9・14)

また、他事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用い当社と同様のネットワークを構築しようとする際に、必要となる局舎コロケーション等の提供条件についても、接続約款に定め公表しております。(添付資料6)

(10) インターネット接続回線上のサーバ設備を利用したコンテンツ・アプリケーション配信サービスの役務提供・料金設定

本業務の実施に係るネットワークのオープン化措置としては、「特別收容局ルータ接続ルーティング伝送機能」、「一般收容局ルータ接続ルーティング伝送機能」、「IP通信網県間区間伝送機能」として接続約款に定め公表しております。(添付資料1・2・9)

また、他事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用い当社と同様のネットワークを構築しようとする際に、必要となる局舎コロケーション等の提供条件についても、接続約款に定め公表しております。(添付資料6)

(11) 当社サーバ設備を利用したアプリケーションサービス及びメール送受信サービスの役務提供・料金設定

本業務の実施に係るネットワークのオープン化措置としては、「特別收容局ルータ接続ルーティング伝送機能」、「一般收容局ルータ接続ルーティング伝送機能」、「IP通信網県間区間伝送機能」として接続約款に定め公表しております。(添付資料1・2・9)

また、他事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用い当社と同様のネットワークを構築しようとする際に、必要となる局舎コロケーション等の提供条件についても、接続約款に定め公表しております。(添付資料6)

(12) 当社のサーバ設備を利用したアプリケーションサービス及びユーザデータの複製・保管サービスの役務提供・料金設定

本業務の実施に係るネットワークのオープン化措置としては、「特別收容局ルータ接続ルーティング伝送機能」、「一般收容局ルータ接続ルーティング伝送機能」、「IP通信網県間区間伝送機能」として接続約款に定め公表しております。(添付資料1・2・9)

また、他事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用い当社と同様のネ

ネットワークを構築しようとする際に、必要となる局舎コロケーション等の提供条件についても、接続約款に定め公表しております。(添付資料6)

(13) 当社のサーバ設備等による全国でのサポートサービスの役務提供・料金設定

本業務の実施に係るネットワークのオープン化措置としては、「特別收容局ルータ接続ルーティング伝送機能」、「一般收容局ルータ接続ルーティング伝送機能」、「IP通信網県間区間伝送機能」として接続約款に定め公表しております。(添付資料1・2・9)

また、他事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用い当社と同様のネットワークを構築しようとする際に、必要となる局舎コロケーション等の提供条件についても、接続約款に定め公表しております。(添付資料6)

(14) 当社のサーバ設備を利用したアプリケーションサービスの役務提供・料金設定

本業務の実施に係るネットワークのオープン化措置としては、「特別收容局ルータ接続ルーティング伝送機能」、「一般收容局ルータ接続ルーティング伝送機能」、「IP通信網県間区間伝送機能」として接続約款に定め公表しております。(添付資料1・2・9)

また、他事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用い当社と同様のネットワークを構築しようとする際に、必要となる局舎コロケーション等の提供条件についても、接続約款に定め公表しております。(添付資料6)

(15) 異行政区域における映像通信網サービスの登録一般放送事業者等に対する提供

本業務の実施にあたっては、今回新たに構築した県間伝送路はございません。また、他事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用い当社と同様のネットワークを構築しようとする際に、必要となる局舎コロケーション等の提供条件についても、接続約款に定め公表しております。(添付資料6)

(16) 当社のサーバ設備を利用した校務をはじめとしたアプリケーションサービスの役務提供

本業務の実施に係るネットワークのオープン化措置としては、「特別收容局ルータ接続ルーティング伝送機能」、「一般收容局ルータ接続ルーティング伝送機能」、「IP通信網県間区間伝送機能」、「イーサネットフレーム伝送機能」として接続約款に定め公表しております。(添付資料1・2・9・14)

また、他事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用い当社と同様のネットワークを構築しようとする際に、必要となる局舎コロケーション等の提供条件についても、接続約款に定め公表しております。(添付資料6)

2. ネットワーク情報の開示

(1) 地域IP網の県間接続によるフレッツサービスの広域化

地域IP網との接続に必要なインターフェース条件については、本業務実施前のインターフェース条件により接続可能であり、接続約款（技術的条件集）に定め公表しております。（添付資料15）

また、県間中継光ファイバとの接続に必要なインターフェース条件については、その条件を公表しております。（添付資料16）

(2) IP電話サービスの県間伝送等料金設定

他事業者網との接続に必要な中継系交換設備のインターフェース条件については、本業務実施前のインターフェース条件により接続可能であり、接続約款（技術的条件集）に定め公表しております。（添付資料17）

(3) 固定電話発着IP電話着の県間伝送等料金設定

他事業者網との接続に必要な中継系交換設備のインターフェース条件については、本業務実施前のインターフェース条件により接続可能であり、接続約款（技術的条件集）に定め公表しております。（添付資料17）

(4) 固定電話発着携帯電話着の県間伝送料金設定

他事業者網との接続に必要な中継系交換設備及び端末系交換設備のインターフェース条件については、本業務実施前のインターフェース条件により接続可能であり、接続約款（技術的条件集）に定め公表しております。（添付資料17・18）

(5) 地方公共団体等に対する行政区域—異行政区域間におけるデータ伝送サービス

データ伝送サービス等の接続に必要なインターフェース条件については、本業務実施前のインターフェース条件により接続可能であり、契約約款の規定に準じて取り扱うこととしています。（添付資料19）

また、県間中継光ファイバとの接続に必要なインターフェース条件については、その条件を公表しております。（添付資料16）

(6) 次世代ネットワークを利用したフレッツサービスの県間役務提供・料金設定、次世代ネットワークを利用したIP電話サービスの県間役務提供・料金設定及びイーサネットサービスの県間役務提供・料金設定

本業務に係るネットワークのオープン化措置としては、接続に必要となるインターフェース条件を、接続約款（技術的条件集）ならびにIP通信網サービス、音声利用IP通信網サービス及びLAN型通信網サービスに係る技術参考資料

に定め公表しております。(添付資料 20・21・22)

(7) 次世代ネットワークを利用したエンドーエンド通信の県間役務提供

本業務に係るネットワークのオープン化措置としては、接続に必要となるインターフェース条件を、接続約款(技術的条件集)に定め公表しております。(添付資料 20)

(8) インターネット接続回線上のサーバ設備を利用したアプリケーションサービスの役務提供・料金設定

本業務に係るネットワークのオープン化措置としては、接続に必要となるインターフェース条件を、接続約款(技術的条件集)に定め公表しております。(添付資料 15・20)

(9) 当社サーバ設備を利用した容量貸し及び複製・保管サービスの役務提供

本業務に係るネットワークのオープン化措置としては、接続に必要となるインターフェース条件を、接続約款(技術的条件集)に定め公表しております。(添付資料 15・21)

(10) インターネット接続回線上のサーバ設備を利用したコンテンツ・アプリケーション配信サービスの役務提供・料金設定

本業務に係るネットワークのオープン化措置としては、接続に必要となるインターフェース条件を、接続約款(技術的条件集)に定め公表しております。(添付資料 15・20)

(11) 当社サーバ設備を利用したアプリケーションサービス及びメール送受信サービスの役務提供・料金設定

本業務に係るネットワークのオープン化措置としては、接続に必要となるインターフェース条件を、接続約款(技術的条件集)に定め公表しております。(添付資料 15・20)

(12) 当社のサーバ設備を利用したアプリケーションサービス及びユーザデータの複製・保管サービスの役務提供・料金設定

本業務に係るネットワークのオープン化措置としては、接続に必要となるインターフェース条件を、接続約款(技術的条件集)に定め公表しております。(添付資料 15・20)

(13) 当社のサーバ設備等による全国でのサポートサービスの役務提供・料金設定

本業務に係るネットワークのオープン化措置としては、接続に必要となるインターフェース条件を、接続約款(技術的条件集)に定め公表しております。(添

付資料 15・20)

(14) 当社のサーバ設備を利用したアプリケーションサービスの役務提供・料金設定
本業務に係るネットワークのオープン化措置としては、接続に必要となるインターフェース条件を、接続約款（技術的条件集）に定め公表しております。（添付資料 15・20）

(15) 異行政区域における映像通信網サービスの登録一般放送事業者等に対する提供
映像通信網サービス等の接続に必要なインターフェース条件については、本業務実施前のインターフェース条件により接続可能であり、技術参考資料として公表しております。（添付資料 23）
また、県間中継光ファイバとの接続に必要なインターフェース条件については、その条件を公表しております。（添付資料 16）

(16) 当社のサーバ設備を利用した校務をはじめとしたアプリケーションサービスの役務提供
本業務に係るネットワークのオープン化措置としては、接続に必要となるインターフェース条件を、接続約款（技術的条件集）に定め公表しております。（添付資料 15・21）

3. 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保

当該業務と同様の業務を実施する又は実施しようとする際に必要不可欠な情報へのアクセスについて、他事業者からの新たな要望はありませんでした。

なお、従来より当社の保有する光ファイバ及びコロケーションに関する情報開示を実施しております。(添付資料24)

4. 営業面でのファイアーウォール

当社は従来から公正競争条件に十分配慮して事業活動を行ってきており、平成25年度においても以下のとおり実施しております。

- ① 本社や支店において、設備部門と設備部門以外の組織は別々の組織として設置しており、接続の業務を通じて知り得た情報を目的外に利用することがないように、本社からの通達、社員用マニュアル、社員等に対する公正競争の確保等を内容とした集合研修・eラーニング等により徹底した指導を実施しております。(添付資料25、26)

また、電気通信事業法の改正(平成23年11月30日施行)を踏まえ、禁止行為規定遵守措置等報告書(平成26年6月30日)に記載のとおり、システム対応をはじめとして、顧客情報管理システムへの適正なアクセス権限の設定、社内規程・委託契約の整備や運用ルールの見直し、監査・監督体制の強化等を通じ、情報セキュリティ及び法令遵守の一層の徹底を図っており、その報告書の内容については公表されております。

- ② 電話の業務で取得した顧客情報については、公正競争の確保及び顧客情報保護の徹底を図るため、以下の内容について本社からの通達、社員用マニュアル、社員等に対する公正競争の確保等を内容とした集合研修・eラーニング等により徹底した指導を実施しております。(添付資料26)
 - i) お客様情報を他事業者と競合する業務に関し不適切に流用しないこと。
 - ii) 出力した情報は使用後に廃棄処理すること。
 - iii) ID管理により顧客情報管理システムの操作が可能な社員を限定すること。等

また、本業務の営業活動の子会社等に委託する場合にあたっては、自ら営業活動を行う場合と同様に、当該子会社等を通じた営業活動においてもファイアーウォールを確保するため、顧客情報等の厳格な取扱いについて指導しております。

5. 不当な内部相互補助の防止（会計の分離等）及び収支状況

当該業務に関する収支については、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、県内業務と会計を分計しております。（添付資料27）

当該業務に関する平成25年度の収支状況は以下のとおりです。

（単位：百万円）

業務	営業収益	営業費用	営業利益
(1) 地域IP網の県間接続によるフレッツサービスの広域化	3,257	2,457	799
(2) IP電話サービスの県間伝送等料金設定	6,221	3,857	2,364
(3) 固定電話発着IP電話着の県間伝送料金設定	406	315	90
(4) 固定電話発着携帯電話着の県間伝送料金設定	919	320	599
(5) 次世代ネットワークを利用したフレッツサービスの県間役務提供・料金設定	3,741	4,509	▲767
(6) 次世代ネットワークを利用したIP電話サービスの県間役務提供・料金設定	12,355	11,942	413
(7) イーサネットサービスの県間役務提供・料金設定	1,972	1,640	332
(8) インターネット接続回線上のサーバ設備を利用したアプリケーションサービスの役務提供・料金設定	49	196	▲146
(9) 当社サーバ設備を利用した容量貸し及び複製・保管サービスの役務提供	41	576	▲535
(10) インターネット接続回線上のサーバ設備を利用したコンテンツ・アプリケーション配信サービスの役務提供・料金設定	0	6	▲6

(11) 当社サーバ設備を利用したアプリケーションサービス及びメール送受信サービスの役務提供・料金設定	1	236	▲234
(12) 当社のサーバ設備を利用したアプリケーションサービス及びユーザデータの複製・保管サービスの役務提供・料金設定	0	137	▲136
(13) 当社のサーバ設備等による全国でのサポートサービスの役務提供・料金設定	14	210	▲195
(14) 当社のサーバ設備を利用したアプリケーションサービスの役務提供・料金設定	19	162	▲143
(15) 異行政区域における映像通信網サービスの登録一般放送事業者等に対する提供	0	0	0
(16) 当社のサーバ設備を利用した校務をはじめとしたアプリケーションサービスの役務提供	0	12	▲12

なお、次世代ネットワークを利用したエンドーエンド通信の県間役務提供は、当社の業務区域におけるIPv6アドレスを付与した回線相互間のIP通信網内に終始する通信であるため、次世代ネットワークを利用したフレッツサービスに関する業務の収支とあわせております。

また、当該業務の利用者料金に関しては、ネットワークコスト及び営業費（顧客獲得に要する費用を除く）の合計額を上回るよう設定しております。

6. 関連事業者の公平な取扱い

(1) 地域 I P 網の県間接続によるフレッツサービスの広域化

平成 25 年度において県間伝送路の新たな調達はありませんでした。

なお、他事業者との接続に関する接続条件については、接続約款に定め公表しております。(添付資料 1・2)

(2) I P 電話サービスの県間伝送等料金設定

平成 25 年度において県間伝送路の新たな調達はありませんでした。

なお、他事業者との相互接続に関する接続条件については、接続約款に定め公表しております。(添付資料 4・5)

(3) 固定電話発一 050 I P 電話着の県間伝送料金設定

他事業者との相互接続に関する接続条件については、接続約款に定め公表しております。(添付資料 4)

(4) 固定電話発一 携帯電話着の県間伝送料金設定

他事業者との相互接続に関する接続条件については、接続約款に定め公表しております。(添付資料 4・8)

(5) 地方公共団体等に対する行政区域一異行政区域間におけるデータ伝送サービス

平成 25 年度において県間伝送路の新たな調達はありませんでした。

(6) 次世代ネットワークを利用したフレッツサービスの県間役務提供・料金設定、次世代ネットワークを利用した I P 電話サービスの県間役務提供・料金設定及びイーサネットサービスの県間役務提供・料金設定

平成 25 年度において県間伝送路の新たな調達はありませんでした。

なお、他事業者との相互接続に関する接続条件については、接続約款に定め公表しております。(添付資料 2・4・5・10)

(7) 次世代ネットワークを利用したエンドーエンド通信の県間役務提供

次世代ネットワークを利用したエンドーエンド通信の県間役務提供については、次世代ネットワークを利用したフレッツサービスと同様の設備を利用しております。

なお、他事業者との相互接続に関する接続条件については、接続約款に定め公表しております。(添付資料 2・4・5・10)

(8) インターネット接続回線上のサーバ設備を利用したアプリケーションサービ

スの役務提供・料金設定

平成25年度において県間伝送路の新たな調達はありませんでした。

なお、他事業者との相互接続に関する接続条件については、接続約款に定め公表しております。(添付資料2・4・5・10)

- (9) 当社サーバ設備を利用した容量貸し及び複製・保管サービスの役務提供
平成25年度において県間伝送路の新たな調達はありませんでした。

- (10) インターネット接続回線上のサーバ設備を利用したコンテンツ・アプリケーション配信サービスの役務提供・料金設定

平成25年度において県間伝送路の新たな調達はありませんでした。

なお、他事業者との相互接続に関する接続条件については、接続約款に定め公表しております。(添付資料2・4・5・10)

- (11) 当社サーバ設備を利用したアプリケーションサービス及びメール送受信サービスの役務提供・料金設定

当該サーバ設備とインターネットとの間の通信を可能にするために他の電気通信事業者との合意に基づき、インターネット接続回線区間の提供事業者の選定手続きについては、公正性・透明性に十分に留意し、具体的には以下のとおり実施しております。

- ① 平成25年8月7日：募集を案内
事業者に対し、募集内容を案内。
- ② 平成25年8月27日：応募意思表示の締切
3社からの意思表示あり。
- ③ 平成25年8月28日：選定結果の通知
応募事業者に対し選定結果を通知。

なお、他事業者との相互接続に関する接続条件については、接続約款に定め公表しております。(添付資料2・4・5・10)

- (12) 当社のサーバ設備を利用したアプリケーションサービス及びユーザデータの複製・保管サービスの役務提供・料金設定

平成25年度において県間伝送路の新たな調達はありませんでした。

なお、他事業者との相互接続に関する接続条件については、接続約款に定め公表しております。(添付資料2・4・5・10)

- (13) 当社のサーバ設備等による全国でのサポートサービスの役務提供・料金設定
平成25年度において県間伝送路の新たな調達はありませんでした。

なお、他事業者との相互接続に関する接続条件については、接続約款に定め公表しております。(添付資料2・4・5・10)

(14) 当社のサーバ設備を利用したアプリケーションサービスの役務提供・料金設定
当該サーバ設備とインターネットとの間の通信を可能にするために他の電気通信事業者との合意に基づき、インターネット接続回線区間の提供事業者様の選定手続きについては、公正性・透明性に十分に留意し、具体的には以下のとおり実施しております。

① 平成25年4月24日：募集を案内

事業者に対し、募集内容を案内。

② 平成25年5月15日：応募意思表示の締切

4社からの意思表示あり。

③ 平成25年5月20日：選定結果の通知

応募事業者に対し選定結果を通知。

なお、他事業者との相互接続に関する接続条件については、接続約款に定め公表しております。(添付資料2・4・5・10)

(15) 異行政区域における映像通信網サービスの登録一般放送事業者等に対する提供

平成25年度において県間伝送路の新たな調達はありませんでした。

なお、他事業者との相互接続に関する接続条件については、接続約款に定め公表しております。(添付資料2)

(16) 当社のサーバ設備を利用した校務をはじめとしたアプリケーションサービスの役務提供

平成25年度において県間伝送路の新たな調達はありませんでした。

なお、他事業者との相互接続に関する接続条件については、接続約款に定め公表しております。(添付資料2・4・5・10)

7. 利用状況

当該業務に関する平成25年度末における現在の契約数等の状況は以下のとおりです。

(1) 地域IP網の県間接続によるフレッツサービスの広域化

	フレッツ・オフィス ワイド 128	フレッツ・オフィス ワイド 1500	フレッツ・オフィス ワイド ATM
契約数	0	0	0

	フレッツ・オフィス ワイド イーサネット	フレッツ・オフィス ワイド ギガビットイーサ
契約数	3	6

	フレッツ・ グループアクセス
契約数	0

	フレッツ・ ドットネット	フレッツ・ドットネット EX			
		ファースト イーサネット	ファースト イーサネット デュアル	ギガビット イーサネット	ギガビット イーサネット デュアル
契約数	214	3	0	4	0

	IP通信網県間区間伝送機能
契約数	56

	県間中継光ファイバの提供
芯線数	155

(注1) フレッツ・グループアクセス、フレッツ・ドットネット、フレッツ・ドットネット EX、の各サービスについては、県内・県間利用の区分はありません。

(注2) IP通信網県間伝送機能については、地域IP網と次世代ネットワークに接続する総数です。

(2) IP電話サービスの県間伝送等料金設定

平成25年4月1日～平成26年3月31日

	通信回数 (千回)	通信量 (千時間)	平均通信量 (秒)
利用状況	392,414	18,501	170

(3) 固定電話発-050IP電話着の県間伝送料金設定

平成25年4月1日～平成26年3月31日

	通信回数 (千回)	通信量 (千時間)	平均通信量 (秒)
利用状況	54,012	2,316	154

(4) 固定電話発-携帯電話着の県間伝送料金設定

平成25年4月1日～平成26年3月31日

	通信回数 (千回)	通信量 (千時間)	平均通信量 (秒)
利用状況	30,518	1,129	133

(5) 地方公共団体等に対する行政区域-異行政区域間におけるデータ伝送サービス

	ビジネスイーサタイプSWL	ビジネスイーサタイプS
契約数	0	0

(6) 次世代ネットワークを利用したフレッツサービスの県間役務提供・料金設定

	フレッツ・VPN ゲート	フレッツ・VPN ワイド
契約数	343	169,871

	フレッツ・キャスト	
	ベストエフォート型	帯域確保型
契約数	15	0

	地上デジタル放送 IP 再送信事業者向けサービス
契約数	10

	フレッツ・ソフト配信サービス
契約数	28

	フレッツ・マーケット	
	配信者プラン	利用者プラン
契約数	205	30,462

	フレッツ・ジョイント
契約数	1

	フレッツ・キャスト シェア
契約数	2

	ラクPOPボード（コンテンツ配信向けサービス）
契約数	0

（注）フレッツ・VPNゲート、フレッツ・VPNワイド、フレッツ・キャスト、地上デジタル放送IP再送信事業者向けサービス、フレッツ・ソフト配信サービス、フレッツ・マーケットの各サービスについては、県内・県間利用の区分はありません。

（7）次世代ネットワークを利用したIP電話サービスの県間役務提供・料金設定

平成25年4月1日～平成26年3月31日

	通信回数（千回）	通信量（千時間）	平均通信量（秒）
利用状況	909,041	33,600	133

（8）イーサネットワークサービスの県間役務提供・料金設定

	ビジネスイーサ ワイド
回線数	53,332

（注）ビジネスイーサワイドについては、県内通信のみを行う回線数も含んでいます。

（9）次世代ネットワークを利用したエンドーエンド通信の県間役務提供

	フレッツ・v6オプション
契約数	2,607,448

（10）インターネット接続回線上のサーバ設備を利用したアプリケーションサービスの役務提供・料金設定

	フレッツ・ミルエネ
契約数	16,330

	Bizひかりクラウド おでかけデマンド
契約数	14

(11) 当社サーバ設備を利用した容量貸し及び複製・保管サービスの役務提供

	B i z ひかりクラウド 安心データバックアップ
契約数	9

	B i z ひかりクラウド 安心サーバーホスティング
契約数	51

(12) インターネット接続回線上のサーバ設備を利用したコンテンツ・アプリケーション配信サービスの役務提供・料金設定

	フレッツ・キャスト シェア インターネット配信オプション
契約数	0

(13) 当社サーバ設備を利用したアプリケーションサービス及びメール送受信サービスの役務提供・料金設定

	単身&かぞく応援アプリ (m i F a)
契約数	30,462

	B i z ひかりクラウド 安否確認サービス
契約数	16

	ラクレジ
契約数	0

(14) 当社のサーバ設備を利用したアプリケーションサービス及びユーザデータの複製・保管サービスの役務提供・料金設定

	フレッツ・あずけ～る
契約数	1,528,033

(15) 当社のサーバ設備等による全国でのサポートサービスの役務提供・料金設定

	オフィスまるごとサポート ITサポート type I
契約数	966

(16) 当社のサーバ設備を利用したアプリケーションサービスの役務提供・料金設定

	B i z ひかりクラウド Future Clinic 21 ワープ
契約数	148

(17) 異行政区域における映像通信網サービスの登録一般放送事業者等に対する提供

	フレッツ・テレビ（対象区域：神奈川県相模原市）
契約数	1

(18) 当社のサーバ設備を利用した校務をはじめとしたアプリケーションサービスの役務提供

	Bizひかりクラウド おまかせ校務
契約数	0

以上

添付資料一覧

添付資料No.	資料項目	
1	「特別收容局ルータ接続ルーティング伝送機能」関連接続約款規定（抜粋）	PDF
2	「IP通信網県間区間伝送機能」関連接続約款規定（抜粋）	PDF
3	「県間中継光ファイバ設備に関する情報」（区間追加情報）	PDF
4	「中継交換機能」「中継交換機回線対応部専用機能」「中継交換機回線対応部共用機能」関連接続約款規定（抜粋）	PDF
5	「関門交換機接続ルーティング伝送機能」関連接続約款規定（抜粋）	PDF
6	「コロケーション」関連接続約款規定（抜粋）	PDF
7	「一般番号ポータビリティ」関連接続約款規定（抜粋）	PDF
8	「加入者交換機能」、「携帯・自動車電話事業者特殊精算機能」、「加入者交換機回線対応部専用機能」、「加入者交換機回線対応部共用機能」関連接続約款規定（抜粋）	PDF
9	「一般收容局ルータ接続ルーティング伝送機能」、「一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能」関連接続約款規定（抜粋）	PDF
10-①	「NGNにおけるIPv6インターネット接続サービスの実現方式について」事業者説明会資料	※
10-②	「NGNにおけるIPv6インターネット接続機能の提供に係る接続約款変更の認可申請について」事業者説明会資料	※
11-①	「次世代ネットワーク（NGN）におけるIPv6インターネット接続機能の提供に係る接続約款変更の認可申請について」NTT東日本ニュースリリース	PDF
11-②	次世代ネットワーク（NGN）におけるIPv6インターネット接続機能の提供に係る契約約款の一部改正（新旧対照表）	PDF
12-①	「IPv6インターネット接続 トンネル方式係わること説明」ISP事業者説明資料	※
12-②	「＜1＞IPv6インターネット接続 トンネル方式の概要について」ISP事業者説明資料	※
12-③	「＜2＞IPv6インターネット接続 トンネル方式の費用・手続きについて」ISP事業者説明資料	※
12-④	「＜3＞IPv6インターネット接続 トンネル方式の技術条件について」ISP事業者説明資料	※
13	「イーサネットフレーム伝送機能等の接続料金の認可申請について」NTT東日本ニュースリリース	PDF
14	イーサネットフレーム伝送機能等の接続料金に関する契約約款の一部改正（新旧対照表）	PDF
15	「地域IP網との接続に必要なインタフェース条件」接続約款技術的条件集（抜粋）	PDF

16	「県間中継光ファイバとの接続に必要なインタフェース条件」接続協定規定（抜粋）	PDF
17	「他事業者網との接続に必要な中継交換設備インタフェース条件」接続約款技術的条件集（抜粋）	PDF
18	「他事業者網との接続に必要な加入者交換設備インタフェース条件」接続約款技術的条件集（抜粋）	PDF
19	L A N型通信網サービスの基本的な技術的事項（L A N型通信網サービス契約約款抜粋）	PDF
20	「次世代ネットワークとの接続に必要なインタフェース条件」接続約款技術的条件集（抜粋）（I P通信網）	PDF
21	「次世代ネットワークとの接続に必要なインタフェース条件」接続約款技術的条件集（抜粋）（L A N型通信網）	PDF
22-①	I P通信網サービスに係る技術参考資料	PDF
22-②	音声利用I P通信網サービスに係る技術参考資料	PDF
22-③	L A N型通信網サービスに係る技術参考資料	PDF
23	フレッツ・テレビ伝送サービスのインタフェース（技術参考資料）	PDF
24	光ファイバ、コロケーションに関する情報開示の対応状況	PDF
25	社員用マニュアル「公正競争遵守の徹底に向けて」	※
26	「接続関連情報に関する規程」	※
27	費用（収益）項目別一覧	※